

保育所等入所に関する確認書

※下記内容をご確認いただき、チェックボックスに☑のうえ、裏面保護者署名欄にご署名ください。

(1) 共通

□	申込み	1	入所申込みの有効期間は同一年度内(4月～翌年3月)となります。 翌年度(4月以降)は、改めて申込みが必要です。
		2	申込書類に不足・不備がある場合は、各月の申込み締切日までに提出してください。締切日を過ぎて提出された書類は、翌月以降の利用調整で有効となります。(申込み締切日は利用案内 P3)
		3	申込書や提出書類の内容について、ご家庭や職場に電話等で確認をする場合があります。 また、入所申込調査書に記入された内容は、利用されている発育・発達に関する相談室や教室等と情報を連携し、保育所等へ提供することがあります。
		4	申込書に記入された希望園に対して、各家庭の状況(就労、求職、疾病、出産等)に基準点数を付して利用調整を行います。保育所等の状況により、すぐに入所することができない場合があります。希望園は1園のみでも申込みできますが、入所できる可能性を上げたい場合、複数園を希望されることをお勧めします。その場合も、送迎等を踏まえ、実際に登園が可能な園をご記入ください。入所が内定し、それを辞退した場合、申込みは取下げとなり、待機加点も解消されます。(No11参照)
		5	希望園の追加や変更、希望順の変更をする場合は、各月の申込み締切日までに「保育所(園)等申込変更申請書」を窓口又は電子申請にてご提出ください。 (※電話での受付不可)
		6	申込中(保留中)に入所の必要がなくなった場合は、速やかに平塚市保育課へ連絡し、入所申込みの取下げをしてください。
		7	平塚市の保育所等に入所申込中の方が、平塚市内から市外に転出した場合、申込みは取下げとなります。再度申込みを希望する場合は、転出先の自治体で改めてお手続きが必要です(※平塚市内に在勤、在学等の要件がある場合のみ申込み可)。
		8	書類の内容に虚偽があった場合には、入所内定及び決定を取消します。
		9	小規模保育事業所を卒園後、4月から連携施設以外の施設に入所を希望する場合は、新規入所申込みを行う必要があります(転園申込みではありません)。 一旦、連携先施設に入所後、5月入所以降に転園する場合は転園申込みとなります。
□	調整結果	10	入所が保留となった方へ入所保留通知を送付するのは申込初月の利用調整のみとなります。 翌月以降も継続して利用調整を行います。引き続き入所が保留となった場合は通知しません。 翌月以降の保留となった証明が必要な場合は、別途「保育所等入所関係証明書類交付申請書」により申請が必要です。
		11	入所内定を辞退した場合、申込みは取下げとなり待機加点も解消されます。翌月以降も利用調整を希望する方は、改めて申込手続きが必要になります(※4月1次調整で辞退した場合に、2次調整で改めて申込みをすることはできません)。 なお、辞退した場合、保留通知書は発行されません。
□	要件(保育が必要な事由)	12	「求職活動」での入所 保育所等利用希望が可能な期間は3か月間です。入所した月を含めて3か月以内に就労を開始し「就労証明書」及び「教育・保育給付認定変更申請書」をご提出ください。期限までに就労が開始できない場合には退所となります。
		13	「就労先が内定」での入所 就労開始後に再度「就労証明書」をご提出ください。 保育所等の入所が内定したが、就労予定(内定)先で働かなくなった場合、「求職活動」要件に変更して、保育所等に入所することはできません。利用調整の公平性の観点から、入所日の翌月15日までに、申込時に提出した「就労証明書」と同等の雇用契約時間で就労を開始しない場合、退所していただくことになります。
		14	「育児休業からの復職」での入所 入所翌月の15日までに申込時に提出した就労証明書と同じ職場へ復帰し、入所翌月末までに「就労証明書(証明日が復職年月日以降のもの)」をご提出ください。 保育所等の入所が内定したが、復職せずに退職した場合、「求職活動」要件に変更して、保育所等に入所することはできません。 また、出産をする予定があっても、保育所等への入所が内定した場合は職場への復帰が必要となります(例:7月出産予定で4月に保育所等に入所が内定した場合は、5月15日までに復帰)。利用調整の公平性の観点から、入所日の翌月15日までに、申込時に提出した「就労証明書」と同等の雇用契約時間で就労を開始しない場合、退所していただくことになります。
		15	「就労」での入所 保育所等に申込中もしくは在籍中に退職し、保育を必要とする理由を求職活動に変更する場合、退職月の月末までに保育課に連絡の上、「教育・保育給付認定変更申請書」と「退職日証明書類(離職票の写し等)」をご提出ください。 退職後、求職活動を理由に保育所等を継続利用できる期間は3か月間です。3か月以内に就労を開始し、「就労証明書」及び「教育・保育給付認定変更申請書」をご提出ください。「保育標準時間」と「保育短時間」の利用区分は月単位の変更となります。月途中での変更や過去に遡っての変更はできません。期限までに就労先が見つからない場合には退所となります。 ※退職月と同月中に新たな就労を開始する場合、求職活動への変更は必要ありません。「退職日証明書類(離職票の写し等)」と新たな就労先の「就労証明書」を提出してください。
		16	「妊娠・出産」での入所 保育所等利用希望が可能な期間は、出産予定月の前月から4か月間です。予定月よりも出産月が遅れた場合はご連絡ください。 期間経過後も申込みを継続する場合は、別の要件書類の提出が必要となります。(※詳細は、裏面(3)参照)
		17	「妊娠・出産」への変更 就労等の理由で入所し、その後、出産の予定が生じた場合は、出産予定日を確認後、「子どものための教育・保育給付認定(変更)申請書」(以下、「教育・保育給付認定変更申請書」という。)と「母子健康手帳の写し」(保護者氏名・生年月日と分娩予定日が記載されているページ)(※平塚市交付の母子手帳の場合1ページと4ページ)をご提出ください。提出する際は、母子健康手帳の余白に、保育園に申込み中又は在園中の児童のお名前・生年月日をご記入ください。出産予定月の前月から4か月間は継続入所が可能となります。(例:10月出産予定→9月～12月末までは「出産」のために保育所等を入所継続が可能) 出産要件の期間終了後も継続して入所申込みや入所を希望する場合には、期間終了までに改めて保育が必要な理由を証明するための書類をご提出ください。
		18	育児休業期間中の在園児の継続利用 上の子の入所後に、「妊娠・出産」要件期間終了と合わせて下の子の育児休業を取得する場合、在園中の上の子は生まれた子どもが1歳になる月末まで(最大2歳になる月末まで)は継続して入所することが可能です。「妊娠・出産」要件期間終了までに育児休業が記載された「就労証明書」及び「教育・保育給付認定変更申請書」をご提出ください。
		□	家庭状況の変更
20	家族構成等に変更があった場合、保育料が変更となる可能性があるため、保育料を決定するための書類を別途ご提出いただく場合があります。保育料が変更となる場合、当該年度は遡って変更いたします。		
21	離婚調停中の方で、手続きが終了した場合は速やかに保育課にご連絡のうえ、関係書類をご提出ください。		

裏面あり

(1) 共通(続き)		
□	保育料	22 保育料は必ず期限までに納付してください(納入期限は毎月末日。末日が土・日・祝日の場合は翌営業日)。保育料の月額は、都合により登園されなかった場合や月途中の退園による日割り計算はしません。保育料を滞納した場合、滞納処分の対象となります。
		23 保育所等への入所を希望する児童と同一世帯に多子軽減対象施設に在籍している就学前(小学校入学前)の児童がいる場合、保育所等入所後2人目以降の保育料等を軽減します。(保育料の詳細は、利用案内P6・P28)
		24 市民税額が未確定(前年度9月～今年度8月の保育料は前年度市民税額、今年度9月～次年度8月の保育料は今年度市民税額を基に算定。)の場合には、 最高額で保育料を請求いたします。 市民税額が確定後に遡って当該年度までを限度として保育料を変更しますが、変更には時間がかかる場合があります。未申告等により市民税が確定していない場合は速やかに税申告の手続きを行ってください。外国から平塚市に引っ越してきた方で、国外在留時に収入があった方は別途収入を証明する書類が必要になります。
		25 保育料及び副食材料費は「口座振替」の利用を推奨しています(引き落とし日は毎月末日。ただし、末日が土・日・祝日の場合は翌営業日)。「口座振替依頼書」「預(貯)金通帳」「印鑑(通帳届出印)」を、取扱金融機関へ持参してください(「納税(入)通知書」は不要)。口座振替の登録完了までに、通常1～1.5ヶ月程度かかります。なお、兄弟姉妹が入所している等の理由により、既に口座登録が済んでいても再度登録の手続きが必要となる場合があります。
		26 認定こども園を希望される場合は、保育料とは別に、入園料・制服代等別途諸費用がかかることがあります。 詳細は各認定こども園へご確認ください。
□	園生活	27 保育所等とは、保護者が仕事や病気などの理由でお子さんを家庭で保育できないときに、保護者に代わって保育することを目的とする児童福祉施設です。 原則として、仕事が休み等で保育が必要な事由がない日は、ご家庭での保育をお願いします。 また、仕事を理由に保育所等をご利用している場合には、勤務終了後には速やかにお迎えをお願いします。
		28 保育の必要性の認定で示された時間(保育標準時間・保育短時間)は最大時間であり、 実際の利用時間は保育が必要な範囲となるため、ご家庭の状況等に応じて、入所決定後に施設と保護者が相談のうえ決定します。
		29 入所後には、保育所等に慣れるための「慣らし保育」があり、短時間での保育となります。期間は個人差がありますが、約2～4週間程度かかります。なお、入所日より前に慣らし保育をすることはできません。
		30 保育所等の入園については、 原則1日入所、末日退園 となります。
		31 2か月に1回以上登園がない場合は、退所していただきます。
		32 平塚市内の保育所等に在籍中で、平塚市外に転出する場合、就労(学)先が平塚市内になければ継続して入所することができません(平塚市内に住民登録している、若しくは、平塚市内に就労先があることが必要です)。ただし、5歳児クラスの児童の場合は保護者の就労(学)先問わず入所継続が可能です。在園継続をご希望の場合は、必ず転出前に保育課までご連絡ください。
		33 退職等、保育の必要な事由が無くなった場合や引っ越し等により保育所等を退所することが確定した場合は、 退所予定月の10日までに退所届 を保育課へご提出ください。また、退所予定月の10日以降に退所事由が発生した場合には、速やかに保育課へご連絡のうえ、退所届を提出してください。

(2) 育児休業からの復職を理由に入所申込をする方

育児休業取得中の場合「保育を必要とする事由」の要件を具備していない状態のため、次のことを必ず確認し、同意の上で入所申込みをしてください。

□	1	申込時に提出した就労証明書と 同じ就労先・契約内容で復職 すること。
	2	入所(利用開始)月の翌月15日までに復職 し、その後速やかに就労証明書を提出すること。入所前に復職した場合にも速やかに就労証明書を提出すること。
	3	申込時に提出した 就労証明書に記載された就労先(※)・契約内容で復職できない場合、又は就労証明書をこちらの指定する期限内に提出できない場合は、保育の必要性の認定の取消し及び入所(利用開始)内定の取消し又は退所 となること。
	4	保育所等の入所が内定し、復職せずに退職した場合、「求職活動」要件に変更して、保育所等に入所することはできないこと。
	5	育児のための短時間勤務制度を利用する場合であっても、主な就労時間帯もしくは見込みの就労時間数によっては保育短時間での認定となること。
	6	別紙、「保育所(園)等入所申込書 兼 子どものための教育・保育給付認定申請書」の裏面【育児休業中で申込みの方へ 入所意思の確認】の欄で、 「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合、利用調整の際、基準点数を0点で調整 すること。また、その結果、 入所内定となる場合があること。
	7	入所意思に変更がある場合は、毎月の締切日までに「保育所(園)等申込変更申請書」を提出すること。

※派遣の場合、派遣元が変わらず、申込時に提出した就労証明書と同等以上の就労日数・就労時間数であれば派遣先が変わっても問題ありません。

(3) 「妊娠・出産」を理由で保育所等入所申込をする方

保育所等利用希望期間	令和 年 月 1 日 から
	令和 年 月 末 日 まで

上記に「妊娠・出産」要件での保育所等利用希望期間を記入してください。また、次のことを確認し、同意の上で入所申込みをしてください。

□	1	「妊娠・出産」要件で保育所等利用希望が可能な期間は、 出産予定月の前月から4か月間 であること。 (例)5月出産予定→4月から7月まで「妊娠・出産」要件での利用調整が可能。
	2	出産した月が申込時の予定月より遅れた場合は、平塚市保育課へ連絡すること。また、この場合、 利用調整期間の終期は、出産した月の翌々月まで となること。 (例)5月出産予定だったが、6月に出産した場合→4月から8月まで利用調整が可能。
	3	「妊娠・出産」要件での利用調整期間中に保育所等への入所が出来なかった場合
		ア 利用調整期間の終了後も保育所等の利用調整を希望する場合は、 利用調整期間の終了月の15日(15日が土・日・祝日の場合はその前の営業日)までに支給認定変更申請書に保育が必要な事由を証明するための書類を添えて、届出が必要 であること。 (例)5月出産予定の場合、利用調整期間の終了月は7月となるため、7月15日までに届出が必要。
		イ 上記アの手続きが無い場合、 利用調整期間の終了後に入所申込が取り下げになること。
	ウ	入所申込が取り下げになった後、再度入所を希望する場合は、申込書類一式を用意し、改めて入所申込をする必要があること。

保護者署名欄	この確認書に記載されている(1)(2)(3)の内容について全て確認し、同意の上で入所申込みを行います。		
	令和 年 月 日	保護者氏名 _____	(自署)

※(2)(3)に該当する場合、必ず復職予定の方、妊娠中の方ご本人が署名してください。父母ともに育児休業を取得されている場合には両方の署名が必要です。